

航空機の用途廃止に伴う部品取りの要否の判定後であっても、調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施することを明記することなどにより、部品取りを適切に実施して、需要が見込まれる部品の活用を図るよう改善させたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	航空自衛隊第2補給処
物 品 の 分 類	(分類) 防衛用品
部品取りの概要	用途廃止された航空機から、使用可能な部品等を、補用部品等として活用するために取り外すこと
令和3年度から7年度までの間に部品取り通知が発出された機体に取り付けられていた部品と同種の部品のうち、同期間に第2補給処が修理契約を締結した部品の品目数及び物品管理簿価格	130品目 11億5534万余円（令和7年度末現在）
上記のうち、部品取りが適切に実施されていない部品の品目数、個数及び物品管理簿価格	3品目 6個 5875万円

1 航空機の用途廃止に伴う部品取りの手続等の概要

(1) 航空機の用途廃止及び部品取りの概要

防衛力整備計画（令和4年12月国家安全保障会議及び閣議決定。以下「整備計画」という。）によれば、航空自衛隊は、保有機種最適化のために、救難捜索機（U-125

A) 等の用途廃止を進めることとされている。

救難捜索機等を含む航空機の用途廃止の際には、航空幕僚監部（以下「空幕」という。）が航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）等に対して、国有財産（航空機）の用途廃止についての通達等（以下「用途廃止通達」という。）を発出している。用途廃止通達では、補用部品等として活用するために、用途廃止された航空機（以下「用途廃止機」という。）から需要が見込まれる部品等を取り外すこと（以下「部品取り」という。）について指示するなどしている。

航空自衛隊第2補給処（以下「第2補給処」という。）は、航空機の機体用部品等の保管、補給及び整備を行っており、用途廃止通達を受けた補給本部からの部品取りに係る指示を受けて、航空機を運用又は整備する部隊（以下「部隊」という。）に対して、用途廃止に伴う部品取りについての通知（以下「通知」という。）を発出することにより、部品取りを実施する品目を指示している。部品取りにより取り外された部品は、第2補給処の管理の下、需要に応じてそれぞれの部隊に払い出されるなどして活用される。これにより、その後の購入契約又は修理契約に係る費用の抑制が図られることになる。

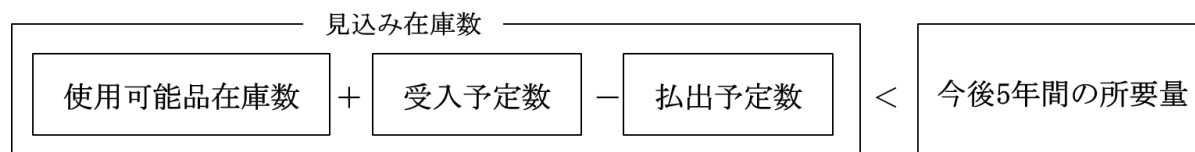
(2) 第2補給処における部品取りの手続等の概要

第2補給処は、「航空機の用途廃止及び航空機用エンジンの不用決定に伴う部品取りに関する資材計画部長指示」（平成30年11月資材計画部長指示第136号）及びその別冊である解説書（以下「解説書」という。）に基づき部品取りに関する業務を実施している。解説書によれば、当該機種の利用終了までの期間が5年以上の航空機及びエンジ

ンの部品に関して、通知の発出はおおむね次のとおり行うこととされている。

第2補給処の資材計画部（以下「部品取り担当部署」という。）は、部品取りの要否の判定（以下「部品取り判定」という。）について、物品管理等に使用するシステム（以下「システム」という。）に登録された数値を基に、図表1の判定式により、航空自衛隊全体における使用可能品在庫数及び受入^(注1)予定数の合計から払出^(注2)予定数を差し引いた数量（以下「見込み在庫数」という。）と今後5年間の所要量とを比較し、見込み在庫数が今後5年間の所要量を下回る場合に部品取りを必要とすると判定して、部隊に対して通知を発出する。

図表1 部品取り要否の判定式



（注1） 受入予定数 既契約等により、今後納入が予定されている数量

（注2） 払出予定数 部隊等に払い出されることが既に予定されている数量

部隊は、通知に基づき、1年程度の期間をかけて部品取りを実施し、当該作業が完了した後、機体を部品取りしなかった部品とともに鉄くずなどとして売り払うこととなっている。

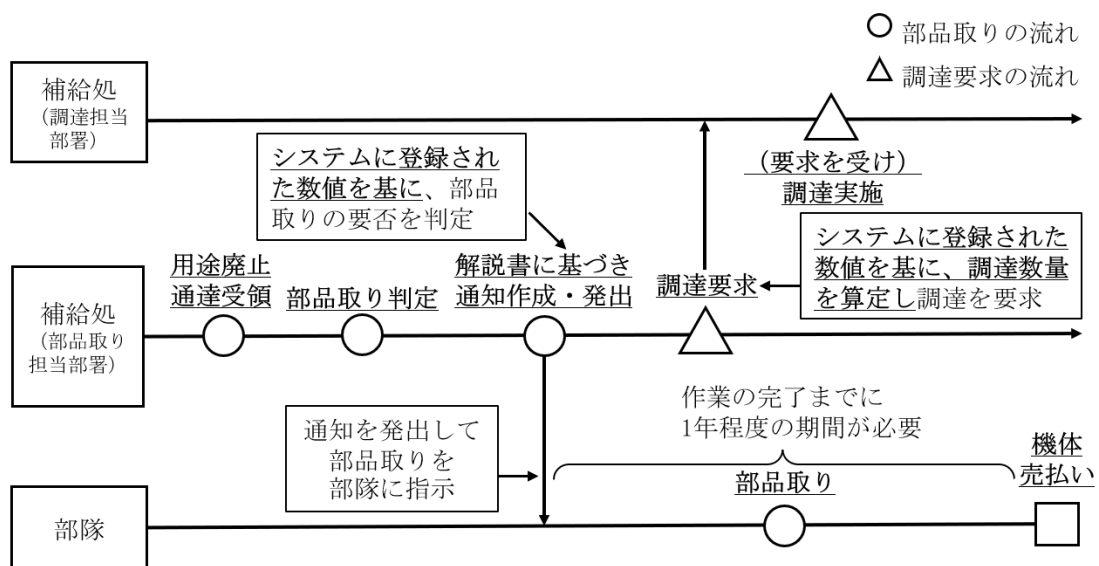
見込み在庫数及び今後5年間の所要量は日々変化することから、解説書によれば、第2補給処は、通知の発出後においては、需給状況をよく把握して、再度部品取りが必要となった場合等には、変更内容を反映した通知を再発出することとされている。また、第2補給処は、通知の発出前に行われる最初の部品取り判定（以下「当初判定」という。）から通知の発出までの間についても、需給状況をよく把握する必要性は変わ

らないことから、通知の発出後と同様、部品の需給状況をよく把握する必要があると
している。

一方、第2補給処では、部品取り担当部署が、部品の需給状況に応じて、調達部（以下「調達担当部署」という。）に対して調達要求を行っており、調達担当部署は、これを受けて部品の購入契約及び修理契約を行っている。調達要求に当たっては、部品取り担当部署は、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）等に基づき、部品取り判定と同様に、システムに登録された見込み在庫数等の数値を基に調達数量の算定を行って、需給状況を把握して、調達の可否を判断している。

以上の(1)及び(2)の流れをまとめると、図表2のとおりとなる。

図表2 部品取り及び調達要求の手続の例



(注) 本図表の調達要求の手続は、部品取りの通知作成・発出後に調達要求がなされた場合の例である。

(3) UH-60Jの用途廃止及び部品取り

航空自衛隊は航空救難等を行うために、救難機（UH-60J）（以下「UH-60

J」という。）を令和7年度末現在で39機保有しており、整備計画によれば、UH-60

Jの旧型機を新型機に更新することとされている。これを受けて、航空自衛隊は、UH-60Jの旧型機を用途廃止して、ミサイル警報装置等を搭載した新型機を調達することにより更新を進めている。7年度末現在の保有機数39機のうち旧型機は11機あり、これらの旧型機は、8年度から11年度までの間に用途廃止され、11年度に新型機への更新が完了する予定となっている。

また、第2補給処は、3年度から7年度までの間に用途廃止されたUH-60Jの旧型機計8機分に対して、解説書に基づき、3年度に2機分、5年度に1機分、6年度に4機分及び7年度に1機分の通知を発出して、部隊に部品取りを実施させている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、航空自衛隊は、整備計画に基づき、UH-60Jの旧型機を用途廃止するとともに、新型機を調達して更新することとしている。そして、旧型機に取り付けられている部品には、新型機及び旧型機の両方で使用可能なものがある。そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、用途廃止されたUH-60Jからの部品取りは部品の需給状況を把握した上で適切に実施され、需要が見込まれる部品の活用が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3年度から7年度までの間に通知が発出されたUH-60Jの旧型機計8機に取り付けられていた部品と同種の部品のうち、修理を行えば再利用できる性質の品目であって、第2補給処が3年度から7年度までの間に修理契約を締結していた130品目(物品管理簿価格計11億5534万余円(7年度末現在。以下同じ。))を対象として、空

幕、補給本部、第2補給処及び航空救難団整備群において、部品取り判定及び調達要求に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした前記130品目のうち、53品目については、8機全ての機体において通知に記載され、部品取りが実施されていた一方で、残りの77品目については、機体によっては、通知に記載がなく部品取りが実施されていないものがあった。また、当初判定から機体の売払いまでの間に調達要求が行われていた品目については、当初判定の後に需給状況が変化していると考えられる。そこで、上記77品目のうち、機体ごとに、通知に記載がなく部品取りが実施されていなかった品目について、当初判定から機体の売払いまでの間に調達要求が行われていないか確認したところ、6、7両年度に通知が発出された5機に係る4品目については、調達要求が行われていた。

これらの4品目について、調達要求の時点でシステムに登録されていた見込み在庫数等の数値を用いて、図表1の判定式により計算したところ、6年度に通知が発出された4機に係る3品目6個（物品管理簿価格計5875万余円）について、見込み在庫数が今後5年間の所要量を下回り、部品取りを必要とする判定となった（図表3参照）。

図表3 部品取りを必要とする判定となった部品

番号	品目 (注)	物品管理簿価格 (A)	1機当たり 搭載数 (B)	部品取り 対象機体数 (C)	部品取り 対象個数 (D) = (B × C)	物品管理簿価格計 (E) = (A × D)
1	エクスターナル・タンク・サポート (右)	25,169,000円	1個	1機	1個	25,169,000円
2	エクスターナル・タンク・サポート (左)	17,147,000円	1個	1機	1個	17,147,000円
3	ジェネレーター	4,110,750円	1個	4機	4個	16,443,000円
計					6個	58,759,000円

(注) エクスターナル・タンク・サポートは、機体と機外補助燃料タンクを接合するための部品、ジェネレーターは、航空機用の発電機である。

第2補給処は、1(2)のとおり、当初判定以後においては、部品の需給状況をよく把握することになっているが、上記の3品目6個について、調達要求の際に部品の需給状況を把握して、調達が必要であると判断していたものの、部品取り判定を再度実施せず、上記の用途廃止機4機について、これらの3品目6個を記載した通知を発出又は再発出していなかったため、部品取りが実施されていなかった。

このように、当初判定から機体の売払いまでの間に行われたUH-60Jの部品の調達要求の際に、部品取り判定を再度実施しなかったことにより、上記の3品目6個について部品取りが実施されておらず、需要が見込まれる部品が活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、第2補給処において、用途廃止機に取り付けられている部品と同種の部品の調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施するよう解説書に明記していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、第2補給処は、需要が見込まれる部品の活用を図るよう、8年8月に解説書を改訂して、部品取り判定後に調達要求を行う部品について、部品取り判定を再度実施することを明記するなどの処置を講じた。